

平成 28 年 2 月 15 日
商 工 中 金

「グローバルニッチトップ支援貸付制度」適用 日系アパレルメーカーの海外展開に応じてカンボジアとベトナムに進出する アパレル包装資材印刷の株式会社ムラタを金融面からサポート！

商工中金は、政府の「日本再興戦略」に沿って、特定分野に優れた中小企業等の海外進出を、民間金融機関と協調して後押ししていくため、平成 26 年 4 月に「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設しています。

商工中金（京都支店）は、同制度を活用し、株式会社ムラタ（本社：京都府京都市、代表者：村田 彰信氏）に対し、京都銀行と協調して、カンボジアとベトナムの現地法人設立に必要な資金合計 1 億 5 千万円を融資しました（商工中金 1 億円、京都銀行 5 千万円）。

株式会社ムラタは、タグ、値札、洗濯ネームをはじめとするアパレル副資材全般を製造しています。特に、抜群の高級感と商品を守る特性を持ちながらも、印刷加工が難しい素材であるビニロンフィルム製の繊維包装加工に強みがあり、中国（青島）の生産拠点を活用して、国内外のアパレルメーカーに幅広く納入しています。

今回、同社は、日系アパレルメーカーの東南アジアにおける生産拠点拡充の動きに対応するため、カンボジアとベトナムに生産工場を整備して、新規の販売先を含めて、売上の増強を図るという事業計画を策定しました。商工中金は、こうした同社の海外事業計画を高く評価し、日本貿易振興機構京都事務所（ジェトロ京都事務所）と連携して進出候補地の最新状況を情報提供するとともに、京都銀行と協調して必要資金を融資しました。

これからも商工中金は、国内外の 104 店舗に設置している「中小企業海外展開サポートデスク」を通じて、資金面のみならず各種ソリューション・情報提供等を行い、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援してまいります。

【株式会社ムラタの概要】

所在地	京都府京都市中京区壬生神明町 1-1	資本金	2,028 万円
代表者	村田 彰信	従業員数	38 名 (平成 28 年 1 月現在)
業種	アパレル副資材製造業	設立	昭和 36 年 8 月

【カンボジア現地法人 (Cambodia Murata CO., LTD.) の概要】

所在地	カンボジア バベット地区	資本金	800,000USドル
業種	衣料副資材製造・販売	設立	平成 28 年 4 月予定

【ベトナム現地法人 (Vietnam Murata CO., LTD.) の概要】

所在地	ベトナム ホーチミン市	資本金	166,000USドル
業種	衣料副資材製造・販売	設立	平成 28 年 9 月予定

【参考：グローバルニッチトップ支援貸付制度の概要】

○制度趣旨

日本の産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ世界で存在感を示す中小企業等に対し、海外進出する際に必要な長期資金を供給する、国の産業投資貸付を利用した商工中金独自の融資制度。

○貸付対象者

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する者で、(1)、(2)のいずれか、かつ(3)(4)の要件を満たす者。

- (1) 今後3年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が5%以上増加していること。
- (2) 今後3年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が5ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5年間で達成する海外事業計画の作成も可とする。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

○資金使途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）
- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

○貸付条件

貸出形式	証書貸付
限度額	5億円
償還方法	期限一時返済
利率	成功の場合は当金庫所定の利率、不成功の場合0.6%
貸付期間	原則10年

○利率（成功判定）

利率は、事業の成否に応じた変動金利とする。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は0.6%、黒字の場合は当金庫所定の利率とする。なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は3年、同対象者（2）は3～5年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の80%未満の場合は0.6%とする。